

# 株券印刷データ送付書

平成 年 月 日

○ 株券発行会社名 \_\_\_\_\_ (担当者お名前 \_\_\_\_\_)

**株券発行会社＝発注者** の場合は、この欄は記入しないで結構です。  
株券発行会社とは別な専門会社や弁護士・税理士・司法書士事務所が株券発注者の場合は、以下に電話番号・FAX・EMAIL アドレス等をご記入ください。

電 話

F A X

**発注者**のお名前 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

Mail アドレス \_\_\_\_\_

○ 代金引換宅急便送付先

〒 \_\_\_\_\_

住所・事務所 \_\_\_\_\_

ビル \_\_\_\_\_

(配達のためビル名やマンションの号室名を書いてください。)

配達先宛名 \_\_\_\_\_

配達先電話番号 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

Mail アドレス \_\_\_\_\_

発注を承りますと試作品（株券見本）と見積書をPDF添付のメールで送付させていただきます。修正点があればご指示にしたい修正します。この手続きのため、メルアドを教えてください。

発注する株券の紙の種類にチェックをつけて選んでください。用紙下地は、すべてクリーム色です。

(1) 定型 210×107 ミリ 背景の唐草模様の色は一色刷りで、藍色です。

一色刷りのため安っぽい感じがします。平和堂製の用紙を使用します。

(2) 定型 210×107 ミリ 裏地三色高級用紙 **弊社お薦め品です。**

平和堂製で、株券表面の唐草模様が三色刷りになっています。

色の種類は、基本色が薄いモスグリーンで、飾り色が薄青・薄ピンクの三色のもの

このタイプの用紙の注文が好評です。

- (3) B5 版類似型 265×187 ミリ 平和堂製  
裏地一色（藍色）  
英文併記や記載内容の多い種類株券などに多用されます。

○ 納期 \_\_\_\_\_ 月 日（ \_\_\_\_\_ 曜日）到着／出来上がり次第

○ 領収書宛先名 \_\_\_\_\_

○ 株券番号は貴社が独自に 決められます。ご指定が無い場合は、第 A0001 号からにしてよろしいでしょうか。

- 第 A0001 号からでよい       下記表記載のと通りの発注者注文のとおり

○ 会社ロゴマークは必要ですか。

- ロゴマーク必要  
 不要

Logo(ロゴ)マークが必要な場合、はがき大程度の大きさの現物をご送付いただくか、メールの添付ファイルで お送りください。色合いをピッタリ合わせることは至難の業を必要とします。(弊社の技術では色合いが微妙にずれてしまうこともあります。あらかじめご承知ください。逆に、色あいの調整が難しいため、ロゴマークを付けると、偽造防止に役立ちます。

○ 朱肉色の印影の印刷は、

不要

必要 御社の印影も印刷できます。白紙に鮮明に捺印した御社の印影を 4 個ないし 5 個押印した紙を郵送してください。例えば 1000 枚のように多数の株券を印刷する場合は、いちいち捺印しますと捺印ミスがおきかねません。そのため、印影印刷の必要がおきますが、200 枚、300 枚程度でしたら印影印刷を選択せず、手で捺印することをお勧めします。

なお、白紙の捺印された印影を PDF、や JPEG、GIF 等でメール添付するやり方はできません。一見可能なように思えますが、実際に取り組んでみると必ず失敗します。

○ 株主名は記載しますか？ 会社成立年月日・株券発行年月日も印刷しますか？

この問題については、第 3 頁 の説明書 をご覧ください。

なお、株主名を記載する場合で、株主が法人の場合は、代表者氏名は記載不要です。



---

## 株券印刷データ送付書の 説 明 書

---

第7 株券に全額は記載できません。で、「...の全額」は記載できません。

第2 株券に「株主名」記載するか否かの問題

旧方式=株主名記載方式=「記名者が株主である。」という文言を使用し指図債権譲渡の形式  
新方式=株主名を不記載方式=「この株券の所持者が株主である。」と記載し無記名有価証券

実は、平成18年5月<sup>1</sup>に施行された会社法により、

(1)株主名

(2)会社成立年月

(3)株券発行年月

は株券に記載する必要がなくなりました。

新方式です。(会社法第214条)

しかし、全国株懇連合会理事会は、上記(1)(2)(3)に記載した旧方式の株券を標準株券フォームとして維持する意向を示していますので、株主名等を記載した旧方式の株券の印刷を依頼されるお客様も多数いらっしゃいます。

株主名を記載した旧方式も株券としての効力はあるものと考えられております。この点を明確にする判例は見当たりません。

その理由 1 会社法施行前に株主名を記載した旧方式の株券を発行していた会社が、施行後もこの旧方式を継続しても、大きな害悪を流し取引の安全を脅かすものではない。

2 第214条の各項以外を「有害的記載事事項」と解釈することは困難であること。

3 株券発行会社において、「誰が株主か。」という問題は、原則として、株主名簿を基準にするのであり、株券を基準にするのではない。例外として、株券の善意取得を主張する場合も株券の占有が重要であり、株券上の「所有者名」は、重視されない。

会社法に従う新方式か、財界・株懇推薦削口方式か迷うお客様、  
弊社は、会社法に従った新方式の株券の印刷をお奨めします。

なお、旧方式の場合は「記名者が株主である。」という文言を使用し指図債権譲渡の形式を取りますが、これはきわめて不合理です。手形を譲渡する場合は指図債権の譲渡方式(裏書譲渡方式)を採りますが、株券は無記名有価証券の譲渡方式を採り、裏書きは不要なはずです。新方式の場合は、「この株券の所持者が株主である。」と記載し無記名有価証券の法理に従います。これは合理的です。法務省が会社法を制定したとき、あまりにも性急でした。株券実務とかけ離れております。でも、会社法は国会を通過した法律です。法律に反する財界の株懇理事会決定は、会社法という法律を無視しております。株券発行で、何かトラブルが起きた場合は、裁判官は会社法という法律を重視するでしょう。たとえ、実務に合わなくても、法は法です。会社法に従った新方式の株券発行をお勧めします。

〒330-0854さいたま市大宮区桜木町二丁目372番地市野屋ビル4階

弁護士法人 阿部・檜原法律事務所 大宮西口事務所内

一般社団法人 株式法務研究所 代表理事 阿部比良夫

メール abehirao@gmail.com

電話 048(708)0192 FAX 048(662)8067